**ウェブサイト制作業務委託契約書**

Cafe & ガラス工房 海遊魚（以下、甲という）とCreative Office OUR\*IRO（以下、乙という）とは、次のとおり契約を締結する。

記

第1条　（目的）

1. 甲は、ウェブサイトの制作業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本契約に基づく業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条　（仕様の提示）

1. 甲は、乙に本契約による制作物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条　（見積）

　乙は、受託内容、制作金額および制作期間を明示した見積書（以下、「見積書」という）を甲に提出する。

第4条　（業務）

　乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータを、乙が制作するデザイン、ソースコード、画像データおよびスクリプト等（以下、「制作物」という）と組み合わせて、ウェブサイトを制作すること。
2. ウェブサイトをインターネット上に公開するためのドメイン取得およびサーバーの手配。

ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条　（制作期間）

1. 本契約における制作期間は、甲が乙に提供し、乙が業務を遂行するために必要となるデータのすべてを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日よりも遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。
3. 甲からの指示により、甲から乙への業務発注後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日、制作期間および納期は無効とし、両者協議の上でこれらを改めて定める。

第6条　（制作物の納品）

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、乙から甲へ電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼の通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙へ確認を行った旨の通知は、上記確認依頼の通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼の通知を受領後7日以内に甲から乙へ連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条　（納品後の更新）

甲が本契約における制作物の納品後に更新を希望する場合は、別途、乙に依頼することとする。

第8条　（制作金額の支払）

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に対する金額および消費税相当額を乙に支払うものとする。
2. 支払いは、納品月の月末締め翌月末日までとする。また、甲は乙に対して、XX月XX日までに、前受金として金XXX円を支払う。
3. 支払方法は乙が指定する銀行口座への振り込みとし、その際の振込手数料は甲の負担とする。

第9条　（制作物の返品・再制作）

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再制作を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、甲は乙が本契約の遂行のために支出した実費を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して制作物の再制作を行うこととなった場合には、予め定めた制作金額のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加金額を支払う。

第10条　（通知）

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第11条　（知的所有権）

1. 本契約に基づく制作物に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権および使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記3の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記2および3で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第12条　（発注後の変更、解約）

1. 甲が、乙へ本契約に基づくウェブサイトの制作発注後に本契約の解約を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した、制作途中までの相当金額および乙が本契約の遂行のために支出した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、本契約に基づくウェブサイトの制作発注後に仕様の変更を行う場合、乙は見積を再計算し提示することができる。再計算後の見積内容に甲と乙が合意できない場合は、甲は上記1の解約と同様の条件によって計算した金額を乙に支払い、契約を解除することができる。

第13条　（責任制限）

　乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作金額のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第14条　（禁止行為）

　甲および乙は、以下に該当する行為を行わない事を承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が合理的な根拠に基づき判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第15条　（期限の利益の喪失）

　甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作金額の支払いを遅延したとき、または履行しないとき。
2. 第14条の禁止行為を行なったとき、あるいはその他本契約に違反したとき。
3. 本契約時における甲の契約主体としての地位が失われたとき、または不明となったとき。

第16条　（条項の無効）

　万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法、適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第17条　（機密保持）

　甲および乙は、本契約またはその他の個別契約に関連して知り得た相手方、または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後にも、第三者に漏洩してはならない。

第18条　（準拠法）

　　本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第19 条　（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでの間とする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間に渡って効力を有するものとする。

第20条　（協議および管轄裁判所）

1. 本契約に定めのない事項に関して甲と乙との間で問題および疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決を図るよう努めるものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要となる場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成26年7月13日

甲： 千葉県安房郡鋸南町大六1082-1

Cafe & ガラス工房　海遊魚

東　愛乃 ㊞

乙： 千葉県鴨川市松尾寺423

Creative Office OUR\*IRO

利根川　直紀クリストファー ㊞